

高岡市立博物館所蔵 笹原文次関係資料リスト

【計66件144点】

分類 No.	分類	資料 No.	資料名称	年代	件 数	点 数	寸法 (縦×横, cm)	備考
1	笹原家 関係	1	戸籍謄本	昭和24年 (1949)8月12日	1	1	26.6×19.7	笹原文吉(高岡市坂下町84番地)の戸籍謄本。2枚綴の書類がこよりで綴じられている
		2	戸籍抄本	昭和26年 (1951)3月8日	1	1	26.6×38.5	笹原健吉(高岡市坂下町84番地)の戸籍抄本。戸主は笹原文吉、長男が笹原健吉
		3	『家事記録』	明治37年(1904) 辰1月	1	1	17.8×12.2×厚 2.4	表紙に墨書「神武天皇即位紀元式千五百六拾四年／家事記録／明治参拾七年底吉月」。明治後期から大正期までの商売状況や工場見取図などが記載。「鹿ノ子印」の商標登録について特許局長へ願出している記録もある
		4	『旧記』	明治36年(1903) 卯1月改	1	1	18.9×13.5×厚 3.0	表紙に墨書「神武天皇即位紀元式千五百六拾三年／旧記／明治三拾六年卯春月改」。明治29年1月から昭和2年2月2日までの笹原家に関わる金銭貸借の内容がわかる帳簿。横半帳
		5	『新選 古代模様鑑』(天・地)	〔天〕明治18年 (1825)2月 〔地〕同17年10 月	1	2	〔天と地、2点同 寸〕24.9×16.5 ×厚0.9	編集・児玉永成、出版・大倉孫兵衛。文次が使用した図案参考見本帳。正倉院御物や寺社の宝物などの古代裂文様が掲載
		6	笹原文次肖像写真	〔生没年〕安政4 ～昭和2年(1857 ～1927)	1	2	26.8×20.6	厚紙に笹原文次の写真が印刷されたもの2点(うち1点は額入でH30.10.25に追加寄付／1-07-99-2)。高岡市片原町・上野写真館撮影)。文次は利屋町の染物業・4代網屋文助の子として誕生。明治17年「捺染直接摺込法」を発明。染色機械改良の研究を重ね、数々の特許権を取得。業界の発展・後進の指導に尽力。享年71
		7	笹原家家族写真	⑤ 明治44年 (1911)4月2日 ／明治～昭和 期	11	12	①6.5×8.5 ②9.2×13.6 ③14.0×9.5 ④13.5×9.4 ⑤7.5×10.8 ⑥8.4×5.5 ⑦11.0×15.6 ⑧16.2×11.3 ⑨10.5×6.8 ⑩(1)7.6×5.5 (2)8.0×5.4 ⑪4.2×3.2	笹原家の家族写真(H30.10.25に追加寄付／1-05-54)。①はガラス乾板(木枠入り)、②ガラス付。③高岡市・こしば写真館撮影、⑤板橋座にて北声会創立5周年祝賀記念能楽会開催時の写真、⑥高岡御旅屋通・巴里写真館撮影
		8	笹原家平面図	大正8～13年 (1919～24)頃	1	1	24.4×16.1	文次が高岡市旅館町に居住していた頃の住居平面図。各部屋の間取りや間数などが記載
		9	飛見文繁著『高岡捺染の祖・笹原文次翁』	昭和11年 (1936)11月20日	1	1	19.0×12.9	文次の出生から高岡捺染の発展への尽力、死去に至るまでについて記された評伝。編集兼発行者・飛見文繁。1冊8頁(非売品)
		10	飛見文繁著『高岡捺染の祖・笹原文次翁』原稿	昭和11年 (1936)9月	1	2	24.1×17.0	評伝出版の2ヶ月前に書かれた原稿。冊子(罫紙綴)2冊。丁数は①16丁(但し末尾1丁分は白紙)と②14丁
2	賞状・ メダル	11	高岡物産品評会二等褒賞状	明治38年 (1905)11月4日	1	1	39.1×53.9	富山県知事・李家隆介から笹原文次宛。新モスリン友禅が当品評会で二等を受賞した際に授与された褒賞
		12	皇太子殿下新モスリン友禅御買上につき表彰状	明治42年 (1909)10月5日	1	1	31.0×42.0	高岡市長・松島喜五郎から笹原文次宛。皇太子殿下(後の大正天皇)が高岡物産陳列所に行啓した際、出品中の新モスリン友禅を購入されたことについて授与された表彰状
		13	第10回関西府県連合共進会四等褒賞状(新モスリン友禅)	明治43年 (1910)6月5日	1	1	40.3×53.2	農商務大臣・小松原英太郎から笹原文次宛。本共進会は、名古屋市の現・鶴舞公園周辺を会場として各地の産業発展を目的に開催。入場者は約263万人
		14	富山県主催一府八県連合共進会二等賞銀牌授与状(新モスリン友禅)	大正2年 (1913)10月15日	1	1	40.7×54.2	農商務大臣・山本達雄から笹原文次宛。本共進会は、浜田恒之介県知事のもと大正元年の伏木港修築完成、同2年の北陸本線全通を県発展の機会ととらえ開催。入場者は72万人余り
		15	東京大正博覧会銀牌授与状(綿モスリン友禅染)	大正3年(1914)7 月10日	1	1	47.0×60.8	同博覧会総裁・載仁親王、同博覧会会長東京府知事・久保田政周から笹原文次宛。本共進会は、大正天皇即位の奉祝記念に上野公園を会場に開催
		16	帝国発明協会特等賞牌授与状	大正11年 (1922)4月29日	1	1	38.9×53.8	帝国発明協会長・阪谷芳郎から笹原文次宛。文次考案の特許「金形製造法」で特等賞牌を受賞
3	特許 関係	17	特許証「笹原式綿染器」	明治40年 (1907)12月26日	1	1	32.2×23.4	特許局長・中松盛雄から笹原文次宛。本器の使用により、鮮明な綿染が簡単・正確・迅速に行うことができると説明
		18	実用新案登録証「色引糊込機」	明治41年 (1908)2月20日	1	1	32.8×23.4	特許局長・中松盛雄から笹原文次宛。本機の使用により、布面に均等かつ正確に糊や染料を付着させることができると説明
		19	特許証「笹原式捺染器」	明治41年 (1908)2月22日	1	1	32.3×23.3	特許局長・中松盛雄から笹原文次宛。本器の使用により、従来の手染めに見られる縦ぎ目のずれや刷毛による染色の凹凸がなく、均一に染めることができると説明
		20	追加特許証「笹原式染用器」	明治41年 (1908)3月19日	1	1	32.3×23.2	特許局長・中松盛雄から笹原文次宛。本器では布の表裏両面に同時に綿染でき、縞目模様を出すための染液や色糊を均等に布に付着させることができるものと説明
		21	特許証「金形製造法」	明治41年 (1908)6月26日	1	1	32.2×23.3	特許局長・中松茂雄から笹原文次宛。文次の画期的な発明で、型紙を貼った金属板の両面に漆の被膜を作り、模様部分に薬剤を付け腐食させて模様を施す方法を説明
		22	特許証「笹原式両面捺染機」	明治41年 (1908)7月15日	1	1	32.2×23.3	特許局長・中松盛雄から笹原文次宛。丸刷毛に染液を含ませて、模様を迅速に表裏精確に行うことが可能であると説明
		23	実用新案登録証「欄間」	明治42年 (1909)12月27日	1	1	32.0×23.3	特許局長・中松盛雄から笹原文次宛。本発明の欄間は、動植物の博物標本や造花・模造標本を入れ込むというもの
		24	実用新案登録証「笹原式捺染台」	明治44年 (1911)10月9日	1	1	32.0×23.3	特許局長・中松盛雄から笹原文次宛。本台の使用により、作業を一時中断した後も、型の縦ぎ目を正確に合わせて作業再開することができると説明
		25	実用新案登録証「笹原式捺染台」	明治45年 (1912)1月9日	1	1	32.2×23.4	特許局長・中松盛雄から笹原文次宛。本台の使用により燃料が節約され、より安全な操業が可能になると説明
		26	実用新案登録証「人動力肩受器」	大正12年 (1923)5月18日	1	1	31.9×23.4	特許局長官・中川友次郎から笹原文次宛。本器の使用により、水田用水車や足踏運動車両を動かす際に、運転者が有する以上の力を容易に出すことができると説明
		27	「金形及製作方」専売特許願(原本・案)	明治21年 (1888)7月16日	1	2	〔原本〕27.2× 19.2 〔案〕27.1×19.4	笹原文次から農商務大臣・榎本武揚宛。特許期間は15年で、免許料20円を添えて専売特許証の発行を願出たもの。案には特許願の後に明細書案が付属
		28	「金形及製造方」明細書(原本)	明治21年 (1888)7月16日	1	2	〔2点同寸〕 27.1×19.2	2冊(ともに同内容・罫紙3枚綴)。笹原文次から農商務大臣・榎本武揚宛。同内容のもの2点あり(罫紙3枚綴)。付箋貼付(「此願書他人工依頼スル能ハズ文案粗悪之段宜敷御省念ヲ乞フ」)。従来よりも染めの手順が少なく米糊の消費を抑え、美しく仕上がる方法について説明
		29	「金形及製作方」答弁書(案)	明治21年(1888) 頃	1	1	28.0×19.5	文次が本発明の専売特許申請手続きの際にまとめた答弁書
		30	「染色用改良金形」特許願(案)	明治26年 (1893)9月10日	1	1	27.7×19.9	笹原文次から農商務大臣・後藤象二郎宛

31	「染色用改良金形」願書訂正通知書	明治26年 (1893)9月13日	1	1	29.3×39.7	農商務省特許局長・有賀長雄から笹原文次宛。先に提出された「染色用改良金型」の特許願書に関して訂正箇所を示している
32	「安心鰐口」査定書送付書	明治28年 (1895)3月12日	1	1	24.5×33.6	「安心鰐口」出願に対する査定書の送付書。農商務省特許局長・杉谷謙太郎から笹原文次宛
33	笹原式綿染装置特許委任に関する約定証	明治40年 (1907)11月27日	1	1	24.8×32.2	出願人・笹原文次から岡田謙三郎宛。文次発明「笹原式綿染器」の特許権委任について依頼する文書。成功報酬や書類に関する手数料等について、6条にわたり記載がある
34	「自利利他煙管」実用新案登録願(案・原本)	明治42年 (1909)1月6日	1	2	[案]27.6×19.8 [原本]28.0×20.0	笹原文次から特許局長・中松盛雄宛。本書類は、一度特許局に提出されるが収入印紙の貼り忘れのため受理されずに返却されたもの。案、原本の計2通あり
35	岡田特許事務所領収証	①明治40年 (1907)11月27日 ②明治40年12月29日 ③明治40年12月30日 ④明治41年1月20日 ⑤明治41年1月25日 ⑥明治41年3月1日 ⑦明治41年7月3日 ⑧明治41年7月20日 ⑨明治41年11月22日	9	9	①17.7×17.6 ②17.6×17.6 ③17.6×17.7 ④17.6×17.7 ⑤17.6×17.7 ⑥17.6×17.7 ⑦17.7×17.5 ⑧17.7×17.8 ⑨17.0×18.5	笹原文次宛の特許及び実用新案関連の領収証。9点共に同じ書式の用紙が使用されている
36	岡田特許事務所業務連絡箋・封筒	①2月8日 ②6月28日 ③7月3日 ④7月8日 ⑤12月1日 ⑥12月28日	8	9	[連絡箋]24.5×17.0 [封筒]20.0×7.8	連絡箋6件8点(2月8日付は3枚)、封筒1件1点。岡田特許事務所(大阪市)の岡田謙三郎から笹原文次宛の連絡箋と封筒。連絡箋には金型製造法と笹原式染用器の特許願、特許申請の特許料などについて記されている
37	「笹原式糊置型」特許願・明細書(案)	明治44年 (1911)9月19日	1	1	27.2×19.7	特許願(案)1枚と明細書(案)3枚(うち付属図1枚)が1つにまとめられている。笹原文次から特許局長代理・宿利英治宛。この型は無地の板金型に紙型の模様を写し、彫り抜いて金型を作り、それを紙型の表裏に貼り付けるというもの
38	各種特許願書番号通知書	①明治44年 (1911)9月23日 ②明治44年12月16日 ③明治44年12月18日 ④明治45年2月9日	4	4	①14.0×8.9 ②14.2×9.0 ③14.2×9.0 ④14.1×9.0	特許局へ提出した願書に対して、割り当てられた特許番号を笹原文次に通知している葉書。差出人は①特許局長代理事務官・宿利英治 ②③④特許局長・中松盛雄
39	「笹原式糊置型」特許願書に関する通知書	明治44年 (1911)9月28日	1	1	25.0×16.8	特許局長代理特許局事務官・宿利英治から笹原文次宛
40	特許局事務連絡・封筒	①明治44年 (1911)9月30日 ②明治45年2月15日 ③明治45年4月8日	8	8	①24.8×16.7 ②24.2×32.5 ③24.2×16.7 ④19.0×7.7 ⑤19.8×7.7 ⑥20.8×7.8 ⑦20.8×7.8 ⑧20.1×7.6	①②③連絡箋3枚、④⑤⑥⑦⑧封筒5枚。特許局から笹原文次宛の事務連絡およびその封筒
41	「笹原式糊置型」明細書訂正願・明細書	明治44年 (1911)10月26日	1	1	26.0×18.2	明細書訂正額と明細書が1つに綴られている。笹原文次から特許局長・中松盛雄宛
42	「笹原式糊置型」特許拒絶査定謄本送達書	明治44年 (1911)11月16日	1	1	25.0×16.5	特許局長・中松盛雄から笹原文次宛。特許申請が不認可である旨を伝える送達書
43	「拒絶査定謄本」草稿	明治44年 (1911)11月13日	1	1	24.0×36.0	特許局から笹原文次宛の「笹原式糊置型」にいての拒絶査定謄本。特許局審査官・西岡忠夫の決定に、特許局属・荒井正太の認証が与えられている(明治44年11月16日付)
44	「笹原式糊置型」特許拒絶査定に対する不服の理由	明治44年(1911)頃	1	1	24.1×16.7	特許局からの「笹原式糊置型」特許拒絶について、文次が「本発明の工業的真価を誤解され、不当の査定である」という内容を記す意見書。罫紙綴(4丁)
45	岡田特許事務所再審査費用領収証	明治44年 (1911)11月22日	1	1	16.9×18.5	岡田特許事務所から笹原文次宛。再審査費用(金10円)の領収証
46	「笹原式摺染法」特許願(案)・明細書(案)	明治44年 (1911)12月11日	1	2	①24.3×18.1 ②28.3×20.2	笹原文次から特許局長・中松盛雄宛。明細書には発明の目的・概要・実施方法が記載。①特許願1枚②明細書2枚の3枚綴
47	「笹原式摺染法」答申書(控)	明治45年 (1912)3月10日	1	1	28.1×20.2	「笹原式摺染法」について、明治45年(1912)2月15日付で特許局から出された照会に対する答申書の控え。笹原文次から特許局長・中松盛雄宛
48	「笹原式摺染法」拒絶査定謄本	明治45年 (1912)6月19日	1	1	24.2×32.9	特許局嘱・荒井正太から笹原文次宛。本発明の特許が不認可である旨を伝える書類
49	「捺染用貼布板」実用新案登録願(案)	明治45年 (1912)2月5日	1	1	28.3×20.3	笹原文次から特許局長・中松盛雄宛。ゴムを用いて金板に可染色布を貼りつけて作る捺染用貼布板について説明。登録願案(罫紙)2枚+図面1枚の計3枚綴
50	「金形製造法」明細書	明治41年(1908)頃	1	2	①26.8×38.4 ②27.6×19.8	金型製造の仕組みが図解され、分かりやすく説明したもの。①明細書(罫紙)1枚②付属図1枚
51	「特許権質権設定金銭借用証」書式	明治40年代 (1907～1912)	1	1	26.8×39.0	特許番号13466「笹原式綿染器」の特許にかかる質権設定金銭借用書の書式
52	「特許権譲渡証」書式		1	1	27.8×39.6	特許番号13466「笹原式綿染器」の特許権を譲渡するための書類。差出人は笹原文次。「岡田特許事務所」の原稿用紙
53	特許権譲受登録請求書		1	2	[2点同寸] 27.9×39.8	笹原文次から特許番号13466「笹原式綿染器」を譲り受けたので、登録してほしいという趣旨。特許局長・中松盛雄宛
54	特許「笹原式両面捺染機」図面	明治41年(1908)頃	1	2	①27.7×19.8 ②27.9×20.0	資料No.21の図面。①には第3図・第4図、②には第5図・第6図が描かれる。第1図・第2図は特許証に付属
55	特許局特許品陳列所規程		1	1	18.8×33.6	特許局特許陳列所で特許・登録に関わった発明などを陳列し、公衆が観覧することを許すための規定書

		56	「特許局特許品陳列所出品願」書式	明治40年(1907～12)代	1	2	①24.9×16.7 ②18.9×33.2	特許局長・中松盛雄宛。①出品願。未使用。 ②出品願書の説明
		57	実用新案権に関する法令抜粋	大正13年(1924)	1	1	19.3×26.7	特許局から、実用新案権に対して次年分の登録料を納めるよう伝えるもの。
		58	特許再審請求に関する委任状用紙	明治40年(1907)	1	4	①24.3×16.5 ②24.3×16.5 ③24.4×16.5 ④24.3×16.5	特許再審請求の際に代理人を委任するために用いられるもの。特許再審請求や和解、差出物件の受取などを特許代理業者岡田謙三郎に委任する旨が書かれている
		59	郵便物配達証明書・受領証	①明治44年(1911)9月20日 ②明治44年10月26日 ③明治44年10月27日 ④明治44年11月8日 ⑤明治44年12月11日 ⑥明治44年12月12日 ⑦明治45年2月6日 ⑧明治45年3月10日	2	8	①16.2×13.2 ②16.2×13.2 ③8.9×14.0 ④8.8×13.6 ⑤8.6×13.6 ⑥9.0×14.1 ⑦9.8×14.7 ⑧9.8×15.1	証明書2枚、受領証6枚
		60	特許申請用説明図(各種)		1	2	①19.9×27.8 ②27.7×39.9	①「第弐圖」。説明書が他にあるものと推測される。 ②が①と同じものの説明図かどうかは不明
		61	草花図金形下図		1	3	①50.3×35.1 ②50.3×35.1 ③65.2×43.3	①丙②丁の付箋付き。草花図模様を描いた下図。金型・摺り見本・下図が対応。文次が特許申請した「金形製造法」の見本サンプルとして添付されたと考えられるもの
		62	捺染摺り布見本各種		1	3	①68.4×408.8 ②37.2×195.0 ③66.6×126.2	草花模様の摺り見本布3枚
		63	草花図金形摺り布	明治末期	1	2	①52.6×37.6 ②54.2×37.7	金型摺り見本・下図・金型がそれぞれ対応している。文次が特許申請した「金形製造法」の見本サンプルとして添付されたと考えられるもの
4	捺染亜鉛板型	64	鶏図捺染亜鉛板型	明治後期	1	12	①36.7×18.5 ②26.4×41.8 ③26.3×41.8 ④26.4×41.9 ⑤26.5×41.6 ⑥26.6×42.4 ⑦26.5×41.8 ⑧26.3×42.5 ⑨26.4×41.9 ⑩26.3×41.9 ⑪26.4×41.7 ⑫26.4×41.8	材質・亜鉛。鶏が透かし彫りされた金型12枚
		65	草花図捺染亜鉛板型	明治後期	1	2	①15.0×18.3 ②15.2×18.3	草花模様が透かし彫りされた金型。亜鉛板型・下図・摺り見本がそれぞれ対応している。①の金型には薄い亜鉛板が残る
		66	各種部分模様捺染亜鉛板型	明治後期	1	3	①11.7×7.7 ②10.7×11.9 ③13.4×11.8	幾何学模様などが透かし彫りされた金型。従来の破損しやすい型紙から亜鉛板型へ変えることで量産に耐えられるようになった。取り扱い注意